

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業に関する
公表資料等に係る個別対話

実施要領

令和8年5月

廿日市市

包ヶ浦自然公園利活用推進室

1. 背景・目的

包ヶ浦自然公園（住所：広島県廿日市市宮島町 1195）は、昭和 53 年の開業から、自然とのふれあいを通じた保健、休養のための場を提供し、市民の福祉の向上と、市の観光振興の一翼を担ってきたものの、平成 3 年度の約 16 万人をピークに利用者数は減少に転じ、コロナ禍前の平成 30 年度には約 5 万人にまで減少しました。市においては、平成 28 年度から、老朽化した施設のリニューアルや指定管理者制度の導入によるサービスの向上に努めましたが、利用者数の回復には至らず、令和 6 年度から園内有料施設の休止を決定しました。

令和 7 年 3 月に今後の在り方について議論を重ね、宮島包ヶ浦自然公園利活用方針（以下「利活用方針」という。）を策定しました。この利活用方針では、現公園敷地を市民開放エリアと収益事業エリアに区分し、収益事業エリアにおいて民間活力を活用した事業展開を模索することとしました。

令和 7 年 12 月に利活用方針に基づき、公園事業執行者として自然公園法施行令第 1 条に定める宿舍事業又は野営場事業を行うことに意欲のある事業者を対象にサウンディング調査を実施し、サウンディング調査でいただいた意見を踏まえて事業実施条件を具体化し、実施方針書（案）、基本協定書（案）、事業用定期借地権設定契約覚書（案）、建物売買仮契約書案（案）（以下「包ヶ浦自然公園利活用事業に関する公表資料等」という。）を作成しました。

本個別対話は令和 7 年 12 月に実施したサウンディング調査と同様に、公園事業執行者として自然公園法施行令第 1 条に定める宿舍事業又は野営場事業を行うことに意欲のある事業者を対象として包ヶ浦自然公園利活用事業に関する公表資料等について、事業への参入可能性や事業成立の可能性などについてご意見をいただき、令和 8 年度に予定する包ヶ浦自然公園の利活用事業の公募につなげることを目的とします。

2. 事業概要・事業条件（現在の検討状況）

以下の URL に掲載している利活用方針から、昨年度までの検討状況をご確認ください。また、本実施要領と併せて公表している「別紙 1 実施方針書（案）」をご覧になり、現時点で市が想定している事業条件等をご確認ください。

加えて、後述する「4.（2）個別対話への参加申し込み」に記載の手続きを実施いただいた事業者（以下「応募事業者」という。）を対象に、事業契約締結までの義務、借地条件、建物売買条件等を詳細に記載した、「別紙 2 基本協定書（案）」「別紙 3 事業用定期借地権設定契約覚書（案）」「別紙 4 建物売買仮契約書（案）」を提供します。

URL : <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/84257.pdf>

3. 質問・意見等を求める内容

以下についてご質問、ご意見をお願いいたします。なお、個別対話当日は論点を絞った形で意見交換を実施させていただきたく、本実施要領と併せて公表している「質問・意見書（様式3）」にて、事前にご質問・ご意見などをご教示ください。

(1) 包ヶ浦自然公園利活用事業に関する公表資料等への質問・意見

事業への参入可能性や事業成立の可能性などの観点から、実施方針書（案）、基本協定書（案）、事業用定期借地権設定契約覚書（案）、建物売買仮契約書（案）の各書類における各条項について、個別具体的なご質問・ご意見をお聞かせ下さい。

(2) その他の意見・提案等

上記以外のご意見やご提案等があればお聞かせください。

4. 進め方及び手続き

(1) 実施要領等の公表

本実施要領等は令和8年5月13日（水）から公表しています。

(2) 個別対話への参加申し込み

個別対話にご協力いただける事業者におかれましては、「参加申込書（様式1）」を作成のうえ、「6. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に、以下の期日までにご提出ください。

また、「別紙2 基本協定書（案）」「別紙3 事業用定期借地権設定契約覚書（案）」「別紙4 建物売買仮契約書（案）」の提供を希望される事業者におかれましては、「守秘義務誓約書（様式2）」を作成のうえ、併せてご提出ください。

【提出期日】令和8年5月21日（木）

(3) 現地説明会の開催

個別対話に参加する意向のある事業者を対象として、以下の内容で現地説明会を実施します。現地説明会への参加を希望する事業者は、「6. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に、以下の申込期限までにメールでお申込みください。参加者は以下に記載の集合場所で開催時間の10分前に受付を行ってください。

【申込期限】 令和8年5月25日（月）12時00分

【開催日時】 ①令和8年5月26日（火）10時30分～12時00分

②令和8年5月26日（火）13時30分～15時00分 ※①、②とも同内容です。

【集合場所】 包ヶ浦自然公園管理センター（住所：広島県廿日市市宮島町包ヶ浦 1195）

宮島フェリーターミナルから包ヶ浦自然公園管理センターまでの移動手段別所要時間は、徒歩で30～40分、自動車で5～10分程度です。



【参加人数】 事業者ごとに3名を上限とします。

【備考】

- ✓ 本現地説明会は、個別対話への参加要件ではありません。参加は任意となります。
- ✓ 参加申込みメールには、以下の内容を記載ください。
 - ①件名：包ヶ浦自然公園利活用事業の現地説明会への参加連絡
 - ②本文：事業者名（貴社/貴団体の名称・部署名・担当者名）、担当者連絡先（電話番号・メールアドレス）、希望参加日時（【開催日時】記載のいずれか）、参加人数、貴社/貴団体が実施を想定する事業（宿舍事業、野営場事業等）、その他連絡事項
- ✓ 大雨・強風等の悪天候やフェリーの欠航等により開催が困難と見込まれる場合は、令和8年5月25日（月）中に、参加申込メールに記載の担当者連絡先に開催見送りのご連絡を行います。

(4) 質問・意見書の提出

本実施要領と併せて公表している「質問・意見書（様式3）」に各資料の各条項に関する個別・具体的ご質問・ご意見についてご記入のうえ、以下の期日までに、「6. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛にご提出ください。

【提出期日】令和8年5月29日（金）

(5) 個別対話の実施

以下の内容で個別対話を実施します。なお、実施日時等の詳細は申込状況を踏まえ事務局にて日程調整を行い、「参加申込書（様式1）」記載の担当者様宛にメールでご連絡します。

【実施日程】 令和8年6月8日（月）から6月10日（水）

【実施場所】 オンライン（Teams）を基本

※希望があれば対面（廿日市市役所）での実施も可

【備考】 上記実施日程は予定であり、応募事業者のご希望等を踏まえ、別日程も含めた日程調整をさせていただく場合があります。

(6) 個別対話結果の公表

個別対話の結果について、応募事業者の機密事項やノウハウに関わる内容の公表は行わないことを前提として、実施概要の公表を予定します。なお、公表は本市のホームページにより行うことを予定しており、事前に「参加申込書（様式1）」記載の担当者様宛にメールで公表内容に係る承諾を得ることとします。

5. 留意事項

- (1) 個別対話への参加は、今後の事業者選定の際に優位性を持つといった、インセンティブを生じさせるものではありません。
- (2) 個別対話への参加にあたっては、録音・録画を禁じます。
- (3) 個別対話の参加に要する費用は、事業者の負担とします。
- (4) 提出いただいた資料や対話内容は、事業の検討用途に限定して利用し、目的外利用や外部漏洩を行わないものとします。
- (5) 個別対話への参加において知り得た情報（包ヶ浦自然公園利活用事業に関する公表資料等を含む。）を許可なく第三者に公開・漏洩等することは禁止します。
- (6) 個別対話終了後も、必要に応じて追加の対話、照会等を実施させていただくことがありますが、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。
- (7) 提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。

6. 問い合わせ先

廿日市市役所 産業部 包ヶ浦自然公園利活用推進室 瀬戸、生永

【所在地】 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

【E-mail】 tsutsumigaura-np[アットマーク]city.hatsukaichi.lg.jp

※[アットマーク]部分は@に変えてご連絡ください。

【電話】 0829-30-9145